

誓 約 書

令和 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称

(ふりがな)

代表者氏名

採石法第32条の7第1項の規定に基づく登録事項の変更の届出にあたり、届出者が同法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号のいずれにも該当しない者であること、及び、当該変更に係る当社の役員又は業務管理者が、同項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

また、秋田県が必要と認める場合には、別紙「役員等名簿」により提出する個人情報を秋田県警察本部に提供することについて同意します。

(参考) 採石法第32条の4第1項

- 1号 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- 2号 第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3号 第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であつて法人であるものが第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- 4号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（第7号において「暴力団員等」という。）
- 5号 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 6号 一略一
- 7号 暴力団員等がその事業活動を支配する者

役 員 等 名 簿

役 職	氏 名		性別	生年月日 (和 暦)
	漢 字	カ ナ		

- (備考) 1 役員の変更にあつては、変更後の業務を行う役員全員（代表者を含む）を記載し、生年月日を証する書面、届出する法人の登記事項証明書を添付すること。
- 2 業務管理者の変更にあつては、変更により従事することとなった業務管理者を記載し、生年月日を証する書面、業務管理者に合格した者であることを証する書面、住民票、届出する法人の従業員であることを証する書面を添付すること。
- 3 事務所の変更（増設・移転等）にあつては、当該事務所に配置する業務管理者について、2 に準じて記載し関係する書面を添付するほか、事務所の所在を証する書面（登記事項証明書等）を添付すること。